

# 平成26年第13回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年11月5日（水）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
19番	大野 金生	20番	福田 友明	21番	田上 一	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子	26番	小島 昌文
27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了	30番	田上 輝行
31番	米野 旨雄	33番	生田三之利	34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武
36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋	38番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

15番 丸山 近信 18番 荒木まつ子 32番 松本 哲海

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	宮田 辰也	次長	二階堂 正一郎	係長	上村 健也
参事	西山 美和	主査	田川 由香	主任	中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

## 議 題

第72号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第73号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第74号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第75号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第76号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第77号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第24号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第25号 農地の形状変更届について

第26号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） それでは、開会したいと思います。

現在の出席委員は、38名中、丸山委員、松本哲海委員、荒木まつ子委員の3名の方が欠席でありますので、35名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。ただいまから、平成26年度第13回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（宮田辰也君） まず、会長より挨拶をいただき、引き続きまして、会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第72号より議第77号まで426件と、報告第24号から報告第26号までの15件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、25番、杉本委員と26番、小島委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第72号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第72号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、河崎と中の申請人で、申請物件、河崎225、田280㎡、農業廃止と経営拡張による売買でございます。

2番、岩崎と中の申請人で、申請物件、河崎232、田625㎡、労力不足と経営拡張による売買でございます。

3番、千田川原と伊倉南方の申請人で、申請物件、伊倉北方724、畑910㎡、

相手方の要望と経営拡張による売買でございます。

4番、福岡県大牟田市と大倉の申請人で、申請物件、大倉162、田1,684㎡外1筆、計の1,721㎡、労働力不足と相手方の要望による売買でございます。

5番、津留の申請人で、申請物件、寺田532-1、畑2,849㎡外10筆、計13,575㎡、子への一括贈与であります。

6番、上小田の申請人で、申請物件、上小田813、田641㎡、労働力不足、経営拡張による売買でございます。

次のページをお願いします。

7番、上小田の申請人で、申請物件、上小田812、田435㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

8番、上小田の申請人で、申請物件、上小田1651-1、畑896㎡、労働力不足と経営拡張によるこれも売買でございます。

9番、福岡県筑紫野市と月田の申請人で、申請物件、月田9番、田506㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。これは議第71号と関連があり、これを加えますと下限面積に達するというところであります。

10番、兵庫県伊丹市と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町大野下342、田1,209㎡、従兄の子への贈与であります。

11番、兵庫県伊丹市と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町大野下558-1、畑357㎡外1筆、計1,000㎡、耕作不能と経営拡張による売買でございます。

12番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町高道392、畑511㎡外1筆、計の1,355㎡、相手方の要望と経営拡張による売買でございます。これは議第73号の1と2と関連があり、これを加えますと下限面積に達するというところであります。

13番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島58-6、田2,506㎡外10筆、計18,736㎡、子どもへの一括贈与であります。

以上13件、合計の41,889㎡を御提案を申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

譲渡人は農業を廃止されるというふうなことと、譲受人は経営拡張というふうなことで、以上でございます。

それから2番はですね、譲渡人は労力不足というふうなことで、譲り渡すというふうなことです。譲受人は経営を拡張したいというふうなことでございますので、何ら問題ないというふうなことで、許可相当でございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） はい、12番、坂西です。ここにありますように相手方の要望と経営拡張ということで、何ら問題はなく、許可相当だと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○14番（森川正志君） はい、14番、森川です。これもですね、前のあれと同じで、相手方の要望ということで、別に問題ないと思ひまして、これは許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、6番、7番、8番、委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。5番の案件について説明いたします。

この案件につきましては、親から子への一括贈与であり、何ら問題ないと思ひます。

6番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、経営面積も満たされていますので、何ら問題ないと思ひます。

7番も一緒です。譲渡人は労力不足ですね、譲受人は経営拡張ということで、これも下限面積も満たされていますので、何ら問題ないと思ひます。

8番の案件について説明します。

この案件も譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされていますので、何ら問題ないと思ひます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9番、どうぞ。

○17番（楢本勝利君） 17番、楢本です。9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張です。現状では下限面積を満たしておりませんが、先ほど事務局から説明されましたとおり、議第74号1番を加えると下限面積を満たすことにより、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、10番、11番、委員さんが同じですので続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 10番について説明します。

これは譲渡人のほうは兵庫県におられて私はわかりませんが、譲受人のほうは地元のほうで、下限面積のも満たしておられるし、女房、子どもと3人で頑張っ

おられるので、何も問題はないと思います。

11番、これは従兄の子への贈与です。11番は10番と同じ方ですけども、一応売買ということになったそうです。耕作不能ということです。それで、譲受人のほうはさっきも言いましたとおり、女房、子どもと頑張っておられるので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、12番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。12番の案件について説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張です。現状では下限面積も満たしておりませんが、先ほど事務局のほうから説明されましたとおり、議第73号の1、2番を加えると下限面積の要件を満たすことになり、許可相当と判断いたします。以上です。よろしくお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、13番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。13番の案件については、親から子への一括贈与ということで、何ら問題ありません。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○7番（永田知博君） 意見とかじゃありませんけども、この価格の設定についてちょっとお尋ねしたいのですが、これは当事者間で決めて申請に持ってこられるわけですか。それとも農業委員さんが何らかの形でお手伝いをされてこの価格が実現したわけですか。

○議長（東 令佐君） 事務局。

○事務局長（宮田辰也君） 現在ですね、土地の売買の価格というのはですね、前は大体の一定の基準がございましたけど、今はバブルが崩壊して土地が下落しておりますので、そういう基準がありませんので、大体この辺はどれだけ、尋ねられた場合は、大体これだけ、このぐらいの取引がされておりますという助言はいたします。

○7番（永田知博君） はい、わかりました。それではいいです。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から8番までと10番から11番、13番は、原案のとおり、9番と10番、12番については、それぞれ議第74号1番、議第73号1番、2番が許可されれば下限面積を満たしますので、議第74号1番、議第73号1番、2番の許可と同時に許可することを決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第72号については、許可することに決定しました。

次に、議第73号、農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(宮田辰也君) 議第73号、農地の貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町山下232、畑781㎡、申請理由、労働力不足と相手方の要望により、平成26年11月5日より10年間の契約であります。これは先ほど議第72号の12番と関連しておりまして、先ほど申したとおりでございます。

2番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町高道387-1、畑711㎡外2筆、計4,465㎡、労働力不足と相手方の要望により、平成26年11月5日より10年間の契約であります。これも議第72号の12番と議第73号の1番と関連しております。

3番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎1667-1、田1,488㎡外2筆、計2,459㎡、労働力不足と経営拡張により、平成26年11月5日より5年間の契約でございます。

合計3件、合計の7,705㎡、以上を御提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断いたしましたので、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長(東 令佐君) 説明が終わりました。

3番については、申請人が農業委員本人となっておりますので、まず1番から2番までを審議します。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番と2番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○23番(徳井勝美君) 23番、徳井です。1番と2番の案件については、先ほど事務局のほうから説明がありましたけれども、今回1番、2番の案件について説明いたします。

貸人は労働力不足、借人は相手方の要望で、下限面積もそれぞれ満たしますので、

許可相当と判断いたします。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、1番、2番については、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第73号、1番、2番については、許可することに決定しました。

引き続き3番の審議に移りますが、申請人が農業委員となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条に基づき、議事参与の制限がありますので、委員の退席をお願いいたします。

— 23番 徳井勝美君 退室 —

○議長（東 令佐君） それでは、3番の担当委員の説明をお願いいたします。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。これは労力不足と経営拡張ということで、隣に座っておった方が現役で頑張っておりますので、何ら問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についての3番については、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第73号の3番については、許可することに決定しました。

— 23番 徳井勝美君 入室 —

○議長（東 令佐君） 次に、議第74号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第74号、農地の使用貸借権許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、月田の申請人で、申請物件、月田890-4、畑2,391㎡、申請理由、

相手方の要望と経営拡張であります。契約期間は、平成26年11月5日より5年間の契約であります。これは議第72号の9番と関連しております、先ほど述べたとおりでございます。

2番、天水町の申請人で、申請物件、天水町部田見2289-1、田1,346㎡、農業者年金受給のため、平成26年12月1日より20年間の契約でございます。

以上、2件、合計3,737㎡、以上を御提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○17番（楢本勝利君） 17番、楢本です。1番の案件について説明します。

貸人は相手方の要望、借人は経営拡張で、これで下限面積を満たしますので、許可相当と判断します。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。2番の案件について説明いたします。

貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のためです。下限面積も満たされており、何ら問題はございません。許可相当と判断いたします。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 1番についてお尋ねしますが、反対ではございませんが、使用貸借で相手方の要望で、借りるほうからただで貸してくださいというお願いはしなはったですか。

○議長（東 令佐君） 事務局、お願いします。

○事務局長（宮田辰也君） はい、ただでもらえたと。

○参事（西山美和君） はい、ただでもいいので。

○25番（杉本征子君） よく貸借しなはったですね、ただで。

○事務局長（宮田辰也君） はい、今はそういうのも結構あります。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第74号については、許可することに決定しました。

次に、議第75号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(宮田辰也君) 議第75号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、立願寺1211-1、畑977㎡、共同住宅1棟建設による転用でございます。

2番、申請物件、津留38-1、田456㎡、農家住宅建設による転用でございます。

3番、申請物件、青木941-2、田277㎡、農家住宅建設による転用でございます。これは5条と関連しております。

4番、申請物件、横島町横島10414-4、田109㎡外1筆、計176㎡、農家住宅及び農家用倉庫としての転用でございます。

5番、申請物件、天水町小天6187-1、畑598㎡、これは農家用倉庫及び農業用資材置場の転用でございます。

以上、5件、合計で2,484㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。

地元委員さん同行の上、現地調査を行なっておりますので、御審議どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(東 令佐君) 説明が終わりました。

受付番号、1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○3番(清田順次君) はい、3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

転用目的というふうなことでですね、共同住宅というふうなことで、木造の2階建ての8戸を1棟を建設するということと、駐車場が16台というふうなことで、当該物件のですね、北西側に市道があるというふうなことでございます。十数メートルの進入路を経て北側と東側、南側が現在住宅地になっているところでござ

います。西側のみが農地があるというふうなことで、土砂の流出防止のためにコンクリートの擁壁を造るというふうなことで、ブロックも1段から3段ぐらい積むという、構築をするということで、給排水は市道側から接続をするという計画でございいます。何ら問題なく許可相当でございいます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次は2番ですが、始末書が添付されておりますので、まず始末書の朗読をお願いいたします。

○主任（中根 剛君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 2番、委員さんの説明をお願いします。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。今、始末書が出てますようにもう住宅が完成しています。そこで住宅の立地としては、東側が農業用倉庫で、何年か前に建てて、柵摺りとかかれて倉庫として利用されています。そこで、今建っています新築された住居に対しては、北側が水路で西側も水路です。南側は国土交通省の木葉川の管理道路というのですかね、それになっています。それで、生活用水はボーリングして地下水を利用して、生活雑排水は合併浄化槽を据えて北側の水路に流すということです。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○17番（鋤本勝利君） 17番、鋤本です。3番の案件について説明します。

本家の老朽化が進み、農家住宅木造2階建て、農機具用倉庫を建設するものであります。四方を本家と市道及び山道側に囲まれているため、隣地の農地に被害が及ぶことはないと思います。東側は山道側、西・南側は市道、北側は本家、給水は市の上水道を利用する。雨水は溜め枡を通して水路に排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路に排水する。この案件は、議第76号7番と一緒にあるため、また説明します。この案件は許可相当と判断します。よろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○30番（田上輝行君） 30番、田上です。4番の件について説明いたします。

これは3世代同居しているため、現在手狭になったため少し拡張したいということでの申請でございまして、生活雑排水は、町の集落排水につながということで、雨水は枡を溜めて排水路に流すということです。先日、現地調査の結果、周りはこの申請者の土地で、何ら周りに迷惑かけるようなことなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。5番の案件について説明します。

申請地は自宅の向かい側にあり、農業用倉庫と資材置場を造るものです。倉庫でするので給排水の必要はありません。雨水は西側の水路に流します。資材置場の雨水

は自然浸透です。隣接地との間は石垣であり、土砂等の流出の心配はありません。  
ここは第1種農地ですが、農業用倉庫であり、集落の一番端の方に位置して、隣接地は宅地ですので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明は終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第75号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第76号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第76号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、立願寺1228-5、畑6㎡外1筆、計の22㎡、道路としての転用でございます。4条の1番と関連しております。

2番、申請物件、滑石3515-3、田267㎡、宅地拡張（進入路）の転用でございます。

3番、申請物件、大浜町4464-1、田566㎡、駐車場としての転用でございます。

4番、申請物件、北坂門田159-5、田207㎡、個人住宅としての転用でございます。これは始末書が付いておりますので、あとで朗読いたします。

5番、申請物件、田崎835-10、畑544㎡、個人住宅としての転用でございます。

6番、申請物件、両迫間633-1、畑388㎡、公民館建設による転用でございます。

7番、申請物件、青木940-1、田293㎡、農家住宅としての転用でございます。

次のページをお願いします。

8番、岱明町上74、畑602㎡、個人住宅としての転用でございます。

9番、申請物件、岱明町野口2768-1、田1,314㎡、太陽光発電施設54kwの建設による転用でございます。

10番、申請物件、岱明町大野下437-2、畑130㎡外1筆、計の974㎡、太陽光発電施設50kw建設の転用でございます。

11番、申請物件、岱明町鍋481-2、畑498㎡、個人住宅建設による転用でございます。

以上11件、合計の5,675㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案を申し上げます。地元委員さんの同行の上、現地調査を行なっておりますので、よろしく御審議お願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

先ほどのですね、議第75号の1番との関連というふうなことで、北西側に道路があるというふうなことで、進入路の拡張というふうなことでございます。何ら問題はないというふうなことで、許可相当です。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○6番（鶴田克士君） 6番の鶴田です。2番の案件について説明いたします。

目的は市道より自宅の進入路拡張ということでございまして、なにぶんにもこれに書いてあるのは、267㎡ということで、広いかなあと思われますけれども、市道と家の間が大分長く、5mの73mということで、こういう面積になったようでございます。

その理由といたしましては、進入道路が狭いということと、今、建っておる家に隣接しております土地がないということで、駐車場にもしたいということで、このような状況になっております。雨水は雨水だけありますので、自然浸透ということでございまして、境には最少限度のブロックで囲み、土砂の流出を防ぐというふうに対応しておられました。市道に出るところは、2、3mコンクリをうって、砂が流れないようにするというところでございました。許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。3番の案件について説明いたします。

申請地は駐車場のない公民館が隣接する農地であります。所有者の譲渡人は、現

在広島に住んでおられ、結局農業をすることはないということでありました。将来的に耕作放棄地になる恐れがあるため、譲受人の地区の区長さんが、この農地を転用し、公民館の駐車場として利用したいと譲渡を申し出たところ、快く快諾されたということであります。規模は約170坪の地に20台の駐車スペースであります。周囲を3段ブロックで固め、土砂の流出を防ぎ、周囲に迷惑がかからんようにいたします。先だって事務局とも現地調査を行ない協議した結果、第1種農地ではありますが、公的な施設ということでもあり、許可相当と判断いたしました。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、4番と5番は委員さんが同じでございますが、まず、4番については始末書が添付されておりますので、まず、朗読をお願いいたします。

○主任（中根 剛君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、4番、5番、続けてどうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。今、始末書が添付されておりましたが、現地を見ましたところ、もう既に砂利が敷かれてありました。そこは休耕田で、おじさんから甥ごさんへ贈与される土地であります。まず申請人の甥ごさんは、別に今、妻の実家のほうに同居しておられて、今度は両親の孝行のためということで、休耕田は両親の家が建っています。その隣接地に今回、住居を建てられるということで、喜んでそこは両親の実家の横だから、普通にすぐ3月ごろ砂利を入れてしまわれたわけで、無知であったということで、非常に申し訳なく思っているということでありました。生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を設けて排水路に流出するということです。また、完成後の被害防除計画については、排水・日照・通風・耕作等にも及ぶ悪影響はないということで、許可相当と判断いたしました。

5番についての案件はですね、ここの計画地は、玉名市の中心部の近郊であり、国道208号線を利用でき、交通アクセスがとても良いところであり、勤務先にも近いということでこの場所を選定されております。妻と子の3人暮らしで、勤務先の社宅に現在居住しておられますが、手狭になったということで、この利便性の良い土地にマイホームを建築するというに決められて申請されております。給排水につきましては、井戸ボーリングを行ない地下水を使用、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流ということで、そのあとの近隣農地への被害防除は、平屋建てにし、隣接農地への日照を確保するという、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、16番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。6番の案件について説明します。

これは現在の公民館の西側の道路が、既存の道路が約2mぐらいの道路でした。

それが今、5 m道路に拡張されて、公民館が約1 mぐらいかかるとですかね。それと公民館が老朽化しているということで、この田代さんの土地を購入し、公民館を建てるという計画です。土地の形状としては、西側の市道に面して、三角形みたいにしてですね、東のほうの接点は里道に接しています。南側は里道があり、水路があります。北側は農地があり、北側の方から日照権の問題があるということをおっしゃっています。

公民館を建てる計画としては、この決定事項として3年後に建てるということで、用水は市の市水を利用し、生活雑排水は公共下水を利用します。周囲にブロックで約2段ぐらい土を掘り、土砂流出をないように計画しております。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、7番、どうぞ。

○17番（鎌本勝利君） 17番、鎌本です。7番の案件について説明します。

先ほどの75号の3番と同じでありまして、住宅と農機具小屋を建てるには少し狭く、隣接地であるこの土地を購入するものであります。許可相当と判断します。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、8番、どうぞ。

○19番（大野金生君） 19番、大野です。8番の案件について説明します。

申請人は、夫婦と子ども1人の3人家族です。現在は玉名市内の賃貸住宅に居住しておられますが、もう1人子どもが欲しいと考えておられて、将来のことを見すえた場合、住宅の新築が必要になるかと考えておられます。付近の土地を探したところ、今回の申請地に個人住宅を建築するものです。

申請地は、北・東・南側が農地になっており、西側に集落があり、建築には適当かと思われまゝ。第1種農地ではありますが、集落に隣接しているため、例外的に認められます。給水は市の上水道を利用し、雨水は自然浸透、またオーバーフローの分は雨水枡に濾過して西側の側溝に放流です。生活雑排水は、合併浄化槽で濾過し、西側の側溝に排出する計画です。工事の際の被害防除にも十分注意する計画となっており、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田です。今回提出されている案件は、太陽光発電設備ということで、事業計画で田1,314㎡の転用面積であります。貸人、借人は親子関係となっております。場所的には岱明町の支所からナフコのほうに行く道路の付近で、鹿児島本線の南側に位置しております。北側は既に住宅が建っておりますけれども、支障はないと現地視察で確認いたしました。

計画概要ですが、東側に市道がありますけれども、市道のほうが約1 mぐらい高いため、2 mぐらい盛土し、パネル216枚、54kwの発電設備であります。排

水は雨水のみでありますので、自然浸透にするということです。被害防除計画ですが、土砂等の流出を避けるため、最小限のブロックの擁壁で周囲を囲むということでございます。現地確認の結果、周囲への被害等は考えられず、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、10番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。10番の案件について説明します。

太陽光発電の施設に転用して、売電事業を行なうものです。申請地は、市道から2m以上の高台にある農地です。今回パネル200枚に50kwの施設を設置する計画ですが、雨水は溜め枡を2カ所設置し、東側の用水に放流する計画となっております。周辺の農地に障害はないものと思われます。また、現地調査の結果、用水の水路に土砂が、水路に流れ込まないように土留めをしてもらうようお願いしておりますので、本件は許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、11番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。これは申請人は、現在玉名市の山田の借家に両親と共に住んでおるといふこととございませぬ。家族も増え、手狭になつたことと、及び両親の老後のことと考へ、2世帯住宅の建築といふこととあります。転用面積が498㎡、事業面積も498㎡とございませぬ。個人住宅の1棟、木造2階建てといふこととございませぬ。

それから、給水と生活用雑排といふのは、町の上水道、給水は町の上水道を利用、生活雑排は公共下水道に流すといふこととございませぬ。それから汚水処理は、西側に県道が通つておりまして、そこの側溝に枡を溜めて流すといふこととございませぬ。南側には家が建つておりますが東側は山になつておりませぬし、自分の屋敷とございませぬので、何ら家が影うつといふようなこととではありませぬ。それから、北側には元の実家の家がありまして、間に入つておりませぬので、何ら土砂流出もないので、外部に迷惑かけるようなこととはないと思ひませぬ。許可相当と思ひませぬ。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終りました。

御意見、御質問はございませぬか。どうぞ。

○16番（田辺信之君） 11ページの8番ですけど、個人住宅になつてませぬけど、面積が602になつてませぬけど、これでよかつたでしょうか。

○事務局長（宮田辰也君） 要件面積を超えてませぬけども、通路としてもですな、ちょっと崖がありまして、そこがちょっと狭くなつて、通路的に使用しますんで、この602㎡で相当といふことと判断しております。

○16番（田辺信之君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませぬか。

- 29番（三川 了君） すみません、29番、三川です。
- 議長（東 令佐君） はい、どうぞ。
- 29番（三川 了君） 今のおっしゃった件ですけど、基本的に500㎡という基本  
でいって、あとそれに付随する面積は別に広くなっても。
- 事務局長（宮田辰也君） 崖地とかあるでしょう。それとか底地ですたいね、底地な  
んかある場合は、上が面積がなかけんですね。
- 29番（三川 了君） 基本的に有効利用できる部分が500㎡ということで考えて  
よかったですね。
- 事務局長（宮田辰也君） はい。底地でいくと広がってんですね。そうすると50  
0㎡未足たらんところもあるけんですね。
- 29番（三川 了君） わかりました。
- 議長（東 令佐君） ほかにございませんか。  
(なしの声)
- 議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。  
農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案のとおり許可相当と意見決定  
することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。  
(全員 挙手)
- 議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第76号については、許可相当と意  
見決定することに決定しました。  
次に、議第77号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明を求めます。
- 事務局長（宮田辰也君） 議第77号、農地利用集積計画の決定について。農業経  
営基盤強化促進法第18条第1項により、平成26年農用地利用集積計画（案）  
による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年  
11月5日、玉名市農業委員会会長、東令佐。  
別紙、農用地利用集積計画案のとおり、市長より意見を求められております。  
13ページから14ページまでの392件の集積でございます。  
40ページをお願いします。  
よろしいでしょうか。所有権移転2件、3,066㎡、利用権設定390件、1  
51,031㎡、このうち337件は中間管理機構等の設定であります。合計の3  
92件、154,097㎡の集積でございます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、御提案  
を申し上げておりますので、よろしく御審議お願いいたします。
- 議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第77号については、原案どおり決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第24号から報告第26号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 報告第24号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しておりますので報告いたします。平成26年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は13件の解約を受理しております。

45ページをお願いします。

報告第25号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成26年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、1件の届けを受理しております。

報告第26号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がっておりますので報告いたします。平成26年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、1件の返納届を受理しております。以上でございます。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定いたしておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。その他、何かございませんか。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日は慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時12分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年11月5日

玉名市農業委員会会長            東    令佐

農   業   委   員                    杉本 征子

農   業   委   員                    小島 昌文